

総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣 原口 一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号の次に次の一号を加える。

- 一の二 航空機局相互間において使用する装置であつて、検定規則による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの

第二十五条第二項中「第二条第六項第一号」の下に「又は同項第一号の二」を加える。

別表第二号の二第4注6に次のただし書を加える。

ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。